

会議案第 1 号

平成 2 0 年 3 月 2 1 日

白老町議会

議長 堀 部 登志雄 様

提出者 議会運営委員会

委員長 山 本 浩 平

町長の専決処分事項の指定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条の 2 の規定により提出します。

町長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

なお、地方自治法第180条の専決処分について(平成元年9月29日議決)及び地方自治法第180条の専決処分について(平成8年12月12日議決)は廃止する。

- (1) 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- (2) 議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその10分の10を超えない範囲（当該金額が400万円を超える場合にあっては、400万円以内）で変更すること。
- (3) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- (7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

議案説明

町長の専決処分事項の指定について

白老町議会は、平成19年第2回定例会より通年議会の本格実施にむけた試行を実施しているが、ほぼ年間を通して会期中とすることから、町長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第179条に基づく専決処分は限りなくできなくなる。

このことから、通年議会の試行及び本格実施にあたり、町長において議会の議決に付すために時間的な余裕がない 災害等の維持補修や工事、 年度末における基金繰り戻し、 年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについて、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行うものである。